

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）
附則第4条第1項及び第5条第1項の規定の解釈について

○この改正法の附則の規定は、平成25年4月1日（平成24年改正労働契約法附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日）から平成26年3月31日（改正法一部施行日の前日）までの間の法律の適用関係を明確にするための経過措置として確認的に置かれたものです。

○平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始された有期労働契約については、この期間に、無期転換申込権（労働契約法第18条第1項に基づき有期労働契約を締結している者が無期労働契約への転換を申し込むことができる権利）が生じていない場合、改正法の特例の対象（5年ではなく10年）となり、平成25年4月1日以降に開始した当該有期労働契約の期間が通算契約期間（有期労働契約を無期労働契約に転換させるための申込みを行うために2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間）に算入されます。

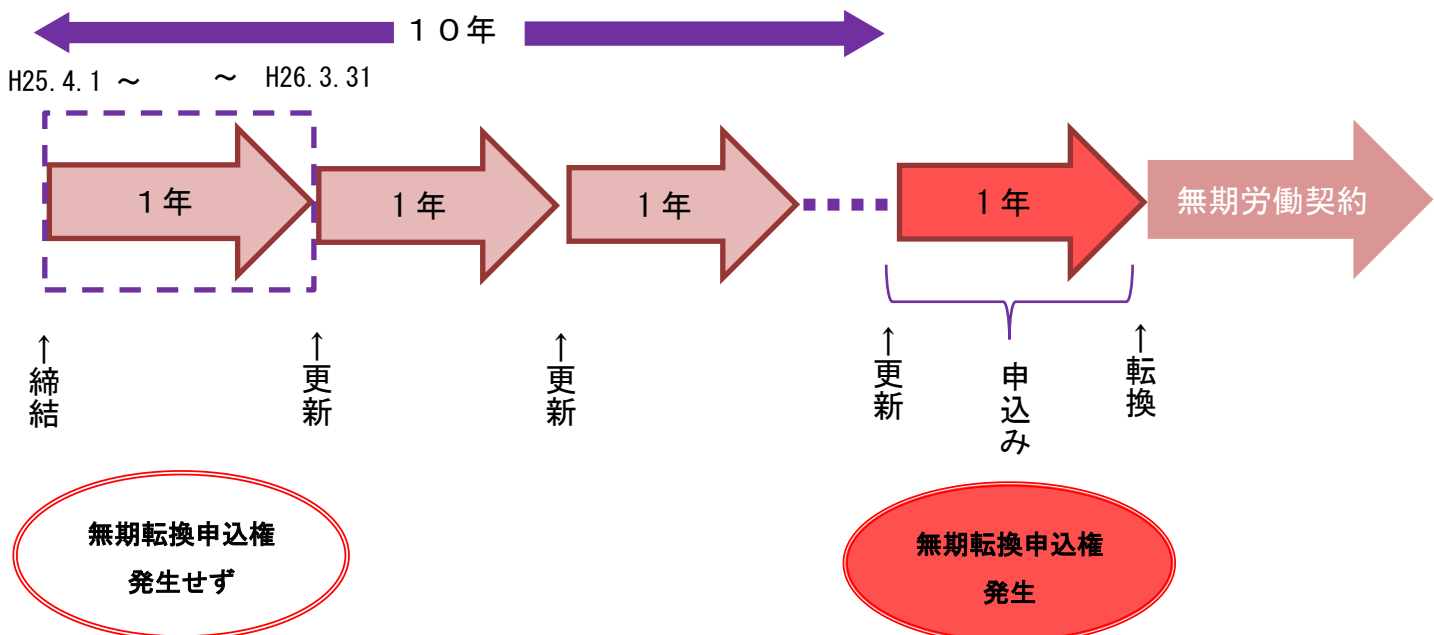
【①参照】

○一方、この期間に、すでに無期転換申込権が生じている場合、改正法の特例の対象にはならず、従前の例（労働契約法のとおり平成25年4月1日以降5年の通算契約期間）により、無期労働契約への転換申込が可能となります。【②参照】

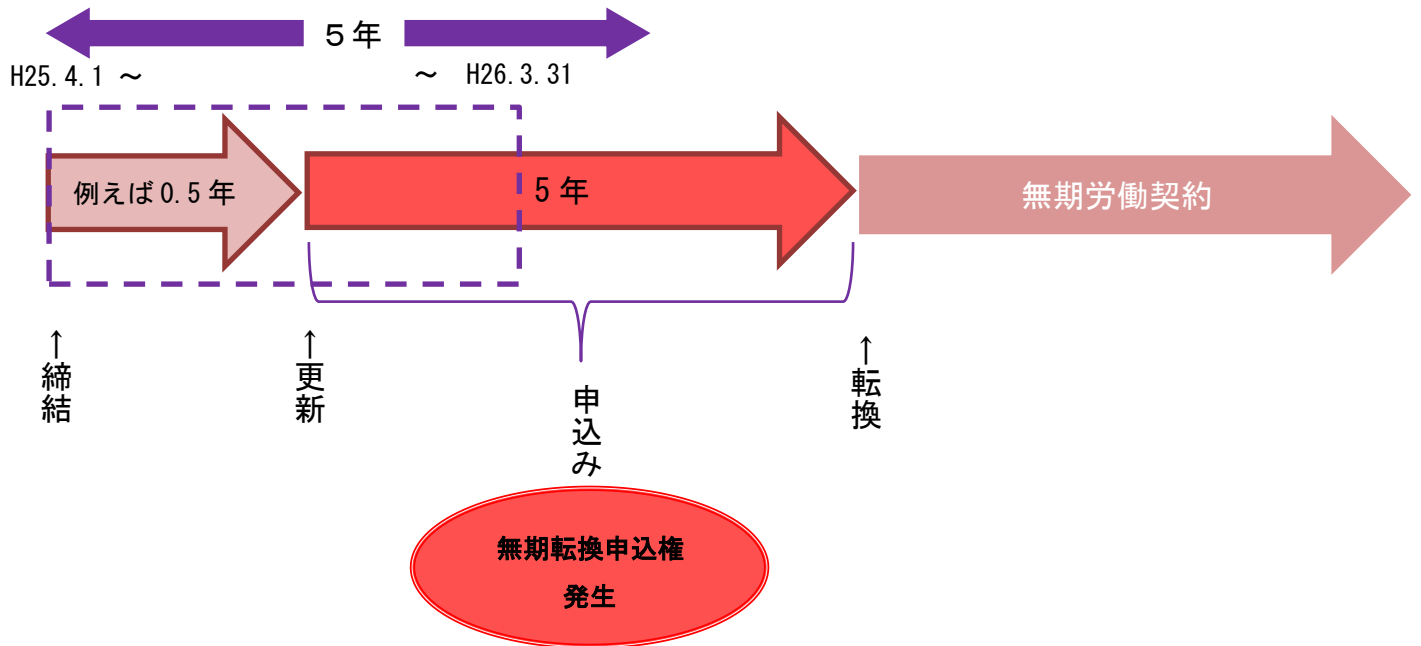
○なお、平成24年改正労働契約法附則第2項においては、平成25年4月1日より前の日が初日である有期労働契約の契約期間は、通算契約期間には算入しないこととされています。

【③参照】

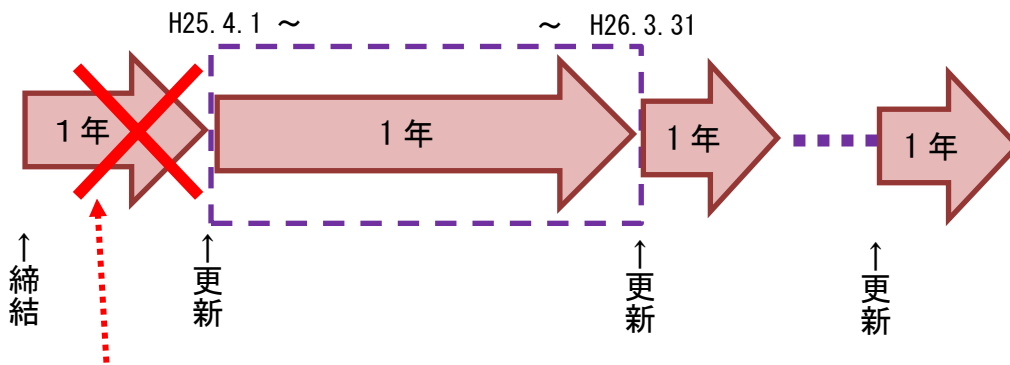
【①：特例の対象（5年ではなく10年）となる場合】



【②：従前の例（平成25年4月1日以降5年の通算契約期間）となる場合】



【③：平成25年4月1日より前からの労働契約は通算期間には不算入】



H25. 4. 1 より前からの労働契約期間は通算契約期間に算入しない

【参照条文】

○労働契約法（平成19年法律第128号）（抄）

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

第十八条 同一の使用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

附則（平成24年法律第56号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

※注：ただし書に規定する規定の施行の日は平成25年4月1日

（経過措置）

- 2 第二条の規定による改正後の労働契約法（以下「新労働契約法」という。）第十八条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、同項ただし書に規定する規定の施行の日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同条第一項に規定する通算契約期間には、算入しない。

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）（抄）

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一～三 （略）

○大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）（抄）

第七条 第五条第一項（前条において準用する場合を含む。）の規定による任期の定めがある労働契約を締結した教員等の当該労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

【参照条文】

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第99号）（抄）

附則（平成25年法律第99号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第二条の改正規定、同法第十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四十三条の次に一条を加える改正規定及び同法別表を別表第一とし、同表の次に一表を加える改正規定、第二条の規定並びに附則第四条から第八条までの規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 新研究開発能力強化法第十五条の二第一項各号に掲げる者であつて附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）前に労働契約法（平成十九年法律第百二十八号）第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 （略）

（大学の教員等の任期に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 新大学教員任期法第七条第一項の教員等であつて一部施行日前に労働契約法第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなったものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

【本件問合せ先】

○「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」の解釈について

文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課 03-5253-4111（内線 4051）

○「大学の教員等の任期に関する法律」の解釈について

文部科学省高等教育局大学振興課 03-5253-4111（内線 3371）